

あきる野市都市環境条例の一部改正について

1 条例改正の経緯及び目的

昨今、低炭素社会の実現に向けて、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が重要視され、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを契機に、太陽光発電の導入が急速に拡大しております。

一方で、農地や山林等に、大規模な太陽光発電設備が無秩序に設置されることにより、自然環境、生活環境及び景観への影響などから地域トラブル等の諸問題が発生しています。このため、国においては、平成29年4月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の改正を行うなど、適切な制度の検討を行っております。

これらのことから、本市においても、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えるおそれのある一定規模以上の太陽光発電設備の設置について制限を設けるため、「あきる野市都市環境条例」の一部を改正します。

2 改正の内容

(1) 「都市環境に影響を及ぼす施設」として「太陽光発電設備」を追加

これまで、「都市環境に影響を及ぼす施設（あきる野らしい美しいまちなみと、潤いと親しみのある都市環境に影響を及ぼす施設）」として「モーター類似施設」、「墓地」及び「ペット霊園」を規定していましたが、この規定に「太陽光発電設備」を追加します。

対象となる「太陽光発電設備」は、「設置区域の面積が500㎡以上の土地」に設置するものです。なお、「建築物の屋根又は屋上に設置するもの」は、対象外となります。

※ 設置区域の面積が500㎡未満であっても、当該設置区域が属する土地又はその土地の隣接地において、既に太陽光発電設備が設置され3年を経過していない場合又は設置中である場合で、実質的に同一と認められる設置者が当該設備を設置する際に、合算した面積が500㎡以上となる場合は、対象となります。

(2) 上記(1)の変更により、適用されることとなる内容

今回の改正に伴い、太陽光発電設備を設置しようとする際は、次の内容が適用されることになります。

- ・ 上記(1)に該当する太陽光発電設備を、市の区域内に設置（新設、増設、改築、移築、用途変更、区域変更又はこれらに類する行為）しようとする際は、あらかじめ市長の同意を必要とする。なお、同意に当たっては、必要な条件を付すことができる。
- ・ 市長は、違反者に指導、勧告、命令などを行うことができる。